

「塙保己一の奉納刀」の文化財指定について

市教育委員会では、111件目の市の文化財（※1）として新たに『塙保己一の奉納刀（糸巻太刀拵：いとまきたちこしらえ）』を指定しました。

この資料は、天明3年（1783）7月に塙保己一が保木野村の稲荷神社に奉納した刀です。同年3月には保己一が検校に就任しており、検校就任を生家ゆかりの神社へ報告する意図で奉納されたものであると考えられます。

この刀は制作当初から刀身を持っていないことが特徴で、これは公家による奉納や、格式の高い神社への奉納で見られるものです。柄の木製部分全体と鞘の元の部分を錦で包み、その上から絹の組紐が菱型に巻かれています。

郷土の偉人である塙保己一と地元とのつながりを示す貴重な有形文化財（歴史資料）です。

※1：他に国指定文化財1件、県指定文化財20件が市内にあります。



○添付資料

「新規の指定文化財について」 1部

問合せ先

- 本件記事に関すること 教育委員会事務局文化財保護課 担当：的野
電話：0495（25）1185
- 広報全般に関すること 企画財政部 広報課 担当：飯塚
電話：0495（25）1155

新規の指定文化財について

名 称	『塙保己一の奉納刀（糸巻太刀拵）』
種 別	有形文化財（歴史資料）
員 数	一振
所 在 地	本庄市児玉町八幡山368
所 有 者	個人蔵
概 要	

本資料は、塙保己一が天明3年（1783）7月に保木野村の稲荷神社に奉納した刀である。なお、天明3年（1783）3月に塙保己一が検校に就任しており、本資料は塙保己一の検校就任を生家ゆかりの神社へ報告する意図で奉納されたものであると考えられる。拵は糸巻太刀拵（いとまきたちこしらえ）であり、柄の木製部分全体と鞘の元の部分を錦で包み、その上から絹の組紐が菱型に巻かれている。この様式の拵は、室町時代末期に制定されたものである。江戸時代には実用目的での大刀拵は見られなくなったものの、江戸時代初期から大名の間で贈答や社寺への奉納を目的とした刀の拵えとして踏襲された。本資料の特徴として刀身を伴わない拵であることが挙げられる。これは、後年になって刀身を外したわけではなく、製作当初から刀身を入れない拵として作られたものである。刀身を伴わない拵は、公家による奉納刀や格式の高い神社への奉納刀に見られるものである。江戸時代においては刀の奉納は白鞘で行われており、刀身の伴わない拵の奉納刀は大家以外には用いられていなかった。古式ともいえる拵の奉納刀を用いた点について、国学に精通した塙保己一ならではの選択だったのではないかと考えられる。

金具類のうち鐙は、銅に金メッキを施した金銅が用いられているが、本来のメッキが薄かったためかすでに剥落している。目抜きは赤銅を用いた枝菊紋であり、本来は金メッキを施していた可能性もある。なお、目抜きは既製品だが、他の金具については特注品であると考えられる。また、菊紋があしらわれているが、本資料が製作された時代には皇室が菊紋を相当数払い下げており、刀鍛冶が菊紋を拝領した事例もあることから、本資料と皇室との関係を示すものではないと思われる。

昭和12年（1937）発行の金鑽宮守著「塙検校遺物集」に本資料について次のような記述がある。

『此は先生が天明三年に生家の鎮守稲荷明神に寄進されしものなり、太刀の長三尺五寸柄は絹糸巻鐙は南蛮鐵にして鞘は青貝塗、鐙は赤銅、帯紐は紫色の絹糸にて二筋長四尺三寸あり/太刀は桐箱に納めあり/表に 御太刀/天明三年卯年七月吉日/中に 奉納稲荷大明神御寶前/江戸土手四番町 願主 塙検校/此太刀は現に村社稲荷神社の寶物として傳はり神職鈴木徹三氏の家に保管しあり。/按ふに是天明三年三月に先生が検校に進みし年なれば奉賽の意ならむ。』（「塙検校遺物集」10-11 ページ）

本資料には退色や劣化、欠損が多くみられる。「塙検校遺物集」には青貝塗が施されていたとする記述があるが、現状では確認できず退色したものと思われる。鞘の中央には、錦糸等の接着に用いた糊が捕食された虫害の痕が確認できる。巻き糸の隙間から朱色の錦糸が確認できることから、本来は朱染めの錦糸がまかれていたことがわかる。絹糸についても現在は白色に見えるが、製作当初は一般的な金茶の糸が用いられていたと考えられる。また掛紐付近に帯状の革が確認できるが欠損している。このほか、柄の兜金および猿手の欠損、鏢の切羽の未固定、鞘の太鼓金欠損など各所に劣化が確認できる。

本資料には工芸品としての価値は低いものの、全国的にも現存する事例の少ない公家や大名以外の人物による奉納刀である点、郷土の偉人である塙保己一と地元とのつながりを示す資料である点から、歴史資料としての価値は非常に高いものである。

